

悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び臭気指数の規制基準

平成24年4月1日

塩竈市告示第102号

悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物（特定悪臭物資を含む気体又は水その他悪臭の原因となる気体又は水をいう。）の排出（漏出を含む。）を規制する地域の指定及び第4条第2項の規定に基づく臭気指数の規制基準を次のように定め、平成24年4月1日から施行する。

1 規制の地域

塩竈市のうち、次の図に示す部分の地域

2 規制基準

(1) 法第4条第2項第1号に定める規制基準

臭気指数1.5

(2) 法第4条第2項第2号に定める規制基準

法第4条第2項第1号に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第6条の2に定める方法により算出した臭気強度又は臭気指数

(3) 法第4条第2項第3号に定める規制基準

法第4条第2項第1号に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の3に定める方法により算出した臭気指数